

議案第 6 7 号

議決事項の一部変更について（ひまわり学園大規模改修（機械設備）工事請負契約）

さいたま市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の一部を改正する条例（令和 6 年さいたま市条例第 28 号）附則第 2 項の規定によりなお従前の例によることとされた令和 6 年 2 月議会において議決を得た請負契約について（議案第 58 号。令和 6 年 6 月議会において議決を得て一部変更（議案第 112 号））、下記のとおり変更するため、同条例による改正前のさいたま市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 13 年さいたま市条例第 48 号）第 2 条の規定により議決を求める。

令和 7 年 2 月 4 日提出

さいたま市長 清水勇人

記

3 契約金額中「374, 353, 100 円」を「393, 416, 100 円」に変更する。